

デジタル時代の著作権協議会（CCD）
平成 29 年度第 3 回著作物の保護と利活用に関する研究会

議事要旨

日時：平成 29 年 12 月 8 日（金）10:00～12:00

場所：公益社団法人著作権情報センター 会議室

議題 1：講演：「教育に関する著作権法改正に伴う制度構築について」

講師：一般社団法人 日本写真著作権協会

常務理事 瀬尾 太一 氏

議題 2：その他

議長：著作物の保護と利活用に関する研究会主査・久保田裕 氏

議題 1：講演：「教育に関する著作権法改正に伴う制度構築について」

一般社団法人日本写真著作権協会常務理事であり、教育利用に関する著作権等管理協議会の座長を務めている瀬尾太一氏による講演が行われた。

まず、瀬尾氏から「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会で検討されている ICT（情報通信技術）教育促進のための著作権の権利制限の見直しに対して、著作権団体（37 団体）は、ICT 教育を促進すべきと合意し、ライセンスなど適切な制度の受け皿づくりを検討するために平成 28 年 12 月に『教育利用に関する著作権等管理協議会』（以下、協議会という。）を設置した。」との話があった。

続いて、内閣府規制改革推進会議からの補償の対象についての意見に対しては、協議会から文化審議会著作権分科会宛に「人口減などで学校の維持が困難になっている地域の高校などでの 40 人以下の同時双方向型の遠隔授業における著作物の利用については特別な配慮をもって対応する」との意見書を提出したとの説明があった。

また、当問題解決のためには教育制度を知る必要があるとして、教育機関それぞれの指揮系統、管理系統、教育に関する基本的な方針やその財源などについて学ぶ勉強会を開催したとの話があった。

その他、「教育利用における複製利用のライセンスについての状況」について、ライセンススキームの構築などの説明があった。

議題 2：その他

「教育著作権検定について」

久保田主査より、2018 年 2 月スタートを予定している「教育著作権検定」について説明があった。

以上